

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会第5回 の概要について

- 1 日 時 令和8年8月6日（木） 14時～16時
- 2 会 場 京都ガーデンパレス 2階 葵
- 3 出席者 坂元座長、曾我部副座長、上林委員、神戸委員、渋谷委員、惣脇委員
（内田委員、岡田委員、齊藤委員、武田委員 平野委員、ギルデンハルト委員 欠席）
京都府：人権啓発推進室長、総務部総務調整課、
総合政策環境部政策環境総務課、共生社会推進室
文化生活部男女共同参画課、消費生活安全センター
健康福祉部健康福祉総務課、家庭・青少年支援課、障害者支援課
商工労働観光部産業労働総務課、労働政策室
農林水産部農政課、建設交通部監理課
教育庁人権教育室

- 4 傍聴者 なし
- 5 開 会 義本人権啓発推進室長あいさつ

6 議事の概要

(1) 意見交換事項

【主な意見・質疑】

（○：委員、●：事務局等）

「令和7年度人権教育啓発事業実施状況（重点トピック）（個別事業）」及び「各委員からの御意見及び回答」について

＜資料に基づき説明＞

○ 1点目は継続事業についてである。個別事業の実施状況が、ほとんど継続事業であり、必要性があることを繰り返し継続して実施しているということと思うが、基本的には必要な取組を網羅しているということか。一部新規について、どの部分が新規なのか資料上わかるように示されたい。

2点目が災害時の人権尊重についてである。今回の熊本地震も1週間経過したが、一部の避難所では雑魚寝状態でもあるような情報もあるし、避難所によってはエアコンが設置されておらず避難所として機能していないこともあるようだ。京都府の災害時の取組についてはどうか。

3点目は資料3「個別事業」のテレビスポット放送についてである。人権啓発の30秒スポットCMがKBS京都での放送のみである。やはり知事とか、府を代表するような方

から人権の大切さを伝えるメッセージをSNSなどで発信することにより、相乗効果でさらに啓発に繋がっていくものとする。

最後4点目、「個別事業」の⑧の16、家庭・青少年支援課の青少年インターネット被害対応事業についてである。京都スマホサミットとして青少年に向けたスマホ、インターネットの利用に関する取組は大変重要な啓発だと思う。文科省事業の採択が不採用となり、昨年度は民間企業が主催し、そこに京都府が協力する形で開催された。今後の課題として、主催やコーディネータによる依存が大きく、府独自で開催等を行えるような展開が必要とされているが、今年度の開催についてはどうか。

- まず1点目について、継続事業においても新しい視点を入れながら実施しているが、人権は意識の問題として、同じ内容でも繰り返し継続して実施していく必要がある部分もある。

資料の作り方については、工夫したところ、アプローチを変えたところなど、明示していきたい。

2点目については、危機管理、災害の分野は昨年の懇話会でも、特に避難所の多様化など、たくさんご意見いただき推進計画において、人権の視点から避難所や風評被害などを新たに追加したところ。今回の地震でも様々な問題が指摘されており、いろんな視点で災害対応を図っていきたい。

3点目については、京都府域の啓発として、地元局であるKBS京都で放送しているところ。様々な層にむけて多様な媒体を使って広報・啓発を行っていきたい。ご指摘いただいた知事からのメッセージについても、効果的に発信していきたい。

4点目については、後日、確認の上、回答する。

- モニタリングの結果について傾向や内容はどうか。こういった人達への攻撃が主流なのか。

- 前提として、府の取組として京都府域に関わるもの、不特定多数の地域や民族などを対象にした投稿についてモニタリングを実施。特定個人に関するものは、自治体として、しっかり相談対応することとしている。

同和地区に関する識別情報の摘示が最も多く、また、昨夏の甲子園大会に関連し、ヘイトスピーチに該当する投稿もあった。削除要請するにあたり、表現の自由も含めて、国からの通知などに基づき判断基準を設定しているが、最近、投稿が巧妙化しており、既存の基準で判断するのが難しい状況もある。

- 件数等や削除の内容について公表しているのか。

投稿する側に行政が監視しているというメッセージとして、モニタリングした結果、何件問題になるものが見つかって、法務局に削除要請したことをオープンにされた方がよいと思う。

昨夏の甲子園大会時、SNSで問題になり、京都府が率先して行動され、大きな影響があったと考える。

- 今のところ積極的に公表している訳ではないが、議会答弁等において公表しているところ。
- 「重点トピック」6 ページの京都ウィメンズベース事業について、女性の管理職登用は依然として進んでおらず、引き続き女性のキャリア意識の醸成が必要とある。女性のキャリア意識の醸成、女性活躍の指標として、女性の管理職登用という数値をもって、まだまだ活躍が必要と読めるが、必ずしも組織のリーダーやマネジメント層を目指すことだけが、活躍ではないのではないかと意見もある。

個人のライフスタイルに合わせた働き方について、ワークライフバランスをとりながら、人生設計をしている方もたくさんおられる。実際、管理職を目指している女性は、そんなに多いのかという意見もあり、もう少し多様な形の目標設定というものがいいか考える。

単に管理職の数ということよりも、より本質的なエンゲージメントの部分とか、労働環境などを測る指標みたいなものが、あってもよいと感じる。（意見）

次に、消費者安心サポート事業について、消費者被害の対応を、非常に強化されていることは大事なことと考えるが、カスタマーハラスメントについて、10 月からすべての事業者に対策を講じることが義務づけられる。従業員を守るという観点から、事業者だけの取組では限界があり、消費者への啓発も併せて必要になると考える。どこまでがカスタマーハラスメントで、どこまでが正当な権利主張なのかを事業者側で判断するのは難しい部分がある。消費者への働きかけという要素は、これから必要と感じた。

3 点目「重点トピック」14 ページ、「効果が上がる学力対策事業」についてである。小学校の全ての教科で平均正答率が全国平均以上であり、個別補充学習実施事業の取組によるものとされているが、以前から実施してきた取組が、急に効果が出てきたのか、徐々に良くなってきたのか。

その後段に、非認知能力と認知能力との関連をデータとして把握することができたがあるが、その前段と関連するものなのか。また、その調査結果の活用推進校においては学力値にかかわらず、伸びていることが示されたとあるが、具体的に何が伸びているのか補足説明願う。
- 消費者トラブルと言えば消費者が被害者だという意見を言われることが多いが、本当に悪質な被害はともかく、消費者と事業者の間は公平で正当な取引が行われるべきである。

消費者には、権利と共に責任もある。契約を行う当事者として、契約内容や対価を払ってそのサービスを受けることに対する理解が必要である。

消費者教育については、最近は学校でも行われている。消費者が事業者に正当な意見を伝える適切な方法を習得していただくよう、努めてまいりたい。

教育委員会の補充学習の取組について、平成 20 年ぐらいから京都式少人数教育として、30 人程度で教員を配置する事業として実施。当時も、全国の平均を上回るような状況であった。小学校が 35 人学級になり、京都式少人数教育の効果が徐々に薄れてきた中でも、補充学習の時間数を拡充するなどにより、成果があらわれていると考えている。

また、京都府独自の学力学習状況調査について、どのぐらい学力が伸びたかを測定する調査で、平均ではなく一人一人の学力の伸びのレベルをランク分けした結果が出てくる。

一人一人の学力レベルと併せて生活習慣などの調査も実施。計画性を持って行動できることや、粘り強く取組ができることが、学力数値にどのような影響を与えているかを測定することにより、一人一人に合わせた学力指導を図っていきたいと考えている。

- 学力に関しては男女差が基本的になく、むしろ女子の方が科目によって成績がよくなっている。一方、大学進学に関して文系理系に関して非常に大きな差があり、理系に進学する女性生徒が非常に少ないことが、全国的に言われているところ。大学でも、いわゆる女子枠を設けているが、その論拠については批判もあり、また効果もあまりないと感じるところ。

やはり一番大きな原因は社会的バイアス、それからそれを生徒本人が内面化しているのではないかと推測されるが、そういう意味では、高校において積極的な取組が求められるのではないかと思われる。

障害者の就労支援に関して、最近、知的障害者の方が何十社企業を受けてもうまくいかず、最後に大津市の教育委員会で、非常勤職員として採用されたドキュメンタリーをやっていたが、障害者就労支援に関して、企業向けの研修や教育啓発をされているのか。

- 高校における理系女子の取組については、やはり文系理系にかかわらず、両方の視点が必要との考え方で大学と連携しながら、科学などの授業を、様々な学校で展開しているところ。京都府の中でもサイエンスネットワークとして取り組んでいる学校もある。また、そうしたものを最近Web配信で、授業を受ける取組も実施しているところ。また、大学でも、理系の女子、理学部等を目指すための講座、体験講座も実施しており、希望者にお知らせして参加を呼びかけている。

- 男女共同参画の取組として、京都 STEAM 女子応援事業を実施している。本年8月4日に第一工業製薬株式会社で、職場見学交流会を開催。対象は府内の中・高生と保護者等で、これから大学や卒業後の進路を決めようとされる方々に、少しでも理系選択の可能性を広げてもらうために開催。

応募を開始して1週間程度ですぐに枠が埋まり、またキャンセルが出て再度募集してもすぐに埋まってしまう状況。

アンケートの結果でも、職場見学により自分たちの進路に対する理解が深まった、また、女子大学生に勉強の悩みや、理系と文系をどのように決めればよいか、具体的に相談に乗ってもらったなど、満足度の高い事業になった。

こういった機会を増やすことで、理系進学が難しいと感じる女子学生に対して視野が広がればとの思いで、さらに取組を進めていきたい。

- 障害者雇用に係る企業への働きかけに関して、京都テルサ内の京都ジョブパークに障害者雇用企業サポートセンターを設置しているところ。障害者を雇用するために、企業経営者の意識改革をするための研修や、アセスメントツールにより自社の仕事が、こういった障害や特性を持っている方と合っているのかどうかを判断する手助けをしている。例えば、仕事の中で大きな音や光が出るとか、そういった仕事は、こういった障害をお持ちの

方と合わないだろうとか、こういった障害をお持ちの方だったら合うのではないかなど、様々なツールも活用しながら障害者雇用に関する企業への働きかけを実施している。

- まず理系女子を育てるということではなくて、男女問わず社会的なバイアスがなく進路選択をすることができることが目標であって、その結果、男女で進路が偏るのは問題ではないと思う。

男子に関しては、例えば看護職に行きにくいなど一部あるが、女子の場合はよりそれが多いように思う。そこを何とかすることが重要な課題であり、生徒に何でも選べるというメッセージを送ることが大事と思う。

- 人権啓発イメージソングについて、ホームページやY o u T u b e で確認した。資料2の7ページに、課題として、来場者がどの程度内容を理解し、日常生活と結びつけたかの把握については、手段が十分でないとされており、確かにその通りであると思うが非常に難しいところ。

全体として啓発については活動量で評価することと、活動量だけではなく成果で評価すること両方あると思うが、この部分は他の事業ではあまり書かれておらず、正直に書かれていると思う

お伝えしたいことは、各項目とも、活動量で評価した結果が、成果で評価するところだ、というような構造的なところが、もう少しわかるようになっているとありがたい。。

- 資料1の2ページ、ヤングケアラーの相談について高校生以下からの相談をほとんどない状況とのこと。

個別事業の資料では、最近の若い人達は、あまり電話で相談をすることが少なく、主としてメールとかSNSなどを使用しているのではないかとのことであるが、こうしたヤングケアラーに対する相談の手段として、状況を教えていただきたい。

- ヤングケアラーの相談のツールとして、令和6年度からL I N Eでもはじめている。L I N Eの相談については、匿名の相談が多く、高校生以下であるか無理に聞くとそこで相談が止まることがあるので、年代についてはすべて把握しきれていない状況。

L I N Eの相談については、令和6年度に81件、令和7年は54件の状況。

「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画に基づく重点的取組について」

＜事務局から説明＞

- 事業者への働きかけに関して非常に重要な視点だと思ったところ。

性的マイノリティの人々では、課題として社内制度の利用拡大があるが、これは非常に重要だと思う。さらに、就職活動に関して非常に苦勞されているというようなこともあるので、ぜひ課題として取り組んでいただければと思う。

- 支援団体等と意見交換した中でも、LGBTの方が、例えば障害もある方など様々なケースがあることをお聞きしている。就職の場面も含め、いろんな問題が現場であることを実感しており、随時報告させていただきながら進めていきたい。
- 「すべての人が人権の享有主体である」との認識を深める取組について、推進計画＜概要版＞5ページに3点書いてあるが、具体的には弁護士会と協力した法教育を進めるとのことだが、その法教育という場合に、学校だと割とわかりやすいが、それ以外の場合はどうのようなイメージで実施されるのか。
- これまでは各地域で「インターネットと人権」のテーマで、地域の方に府民講座として実施してきたが、今年度からテーマの1つとして、「法教育」を追加。例えば学校で言うと、いじめであったりイメージしやすいが、学校以外でも、地域の方や保護者の方が、日常生活の中で自分の権利について認識し、相手の人権も尊重するという意識を地域の中で一層浸透させていきたい。
- 人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）が、昨年6月6日に閣議決定をされた。その中で「すべての人が人権の享有主体である」との認識を深める人権教育・啓発の必要性を盛り込んだ。これまで、差別はいけないということに重点を置いて議論してきたが、その前に、すべての人が人権の享有主体であるということを、まずは教える必要があるのではないかということである。